

パソコン等購入台帳

【会派名： みらいの会】

【議員任期： 令和3年2月6日～ 令和7年2月5日】

- ①パソコン（タブレット端末を含む。）の購入にあたっては、各会派で議員任期毎に、この「パソコン等購入台帳」で管理すること。
 ②パソコン（タブレット端末を含む。）を購入した場合は、収支報告書の提出に併せて、この台帳の写しを添付すること。
 ③パソコン（タブレット端末を含む。）の購入は、議員個人で1台、会派で1台の購入を認める。ただし、議員任期の間、1台に限る。
 ④資料作成費におけるパソコン関連機器の範囲は、社会通念上からと、政務活動費が会派に対して調査研究のために交付されるという趣旨とを勘案して、会派の判断による。

NO.	氏名	購入日	購入物品	形式・型番	金額	備考
1	十川拓也	R3.11.1	ノートパソコン一式	SurfacePro87 5台	187,440	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						